

政令第九十三号

地方財政法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第十条を削る。

附則第十一条の表第一号イの項中欄中「第十四条」を「同法第十四条」に改め、同項下欄中「附則第七条の二及び第七条の三」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。）附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三」に改め、同表第五号の項中「地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項」を「平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項」に改め、同条を附則第十条とし、同条の次に

次の一条を加える。

(平成二十九年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 平成二十九年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条	
		<p>地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。）附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び</p>

	<p>地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
から同条	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法</p>

<p>第一号ロ</p>	
<p>及び航空機燃料譲与税</p>	<p>合算額</p> <p>地方交付税法第十四条</p> <p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）</p>
<p>律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>金</p> <p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p> <p>合算額から特定交付見込額を控除した額</p> <p>読替後の地方交付税法第十四条</p> <p>地方税法</p>

	第二号		第三号		第四号							
同条	同法第十四条	から	合算額	同法第十四条	同条	及び石油ガス譲与税	同条	同法第十四条	同条	及び地方揮発油譲与税		
読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	に特定交付見込額を加算した額から	合算額から特定交付見込額を控除した額	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金		

第五号

<p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）</p>	<p>地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二十条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令</p>
<p>第二項</p>	<p>地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p>
<p>基準財政収入額</p>	<p>基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>

	及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金
--	------------	------------------------

附則第十二条（見出しを含む。）中「平成二十九年度及び」を削る。

附則第十六条の見出し中「平成二十八年度及び」を削り、同条中「平成二十八年度及び」を削り、「附則第九条第二項及び第十一条」を「附則第九条第一項及び第十条」に改める。

附則第十七条の見出し中「及び平成三十一年度」を削り、同条中「及び平成三十一年度」を削り、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に改める。

附則中第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

附則第十八条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

（平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十八条 平成三十一年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、

同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十

三条各号」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

附則第四条を削る。

附則第五条の見出し中「及び平成三十一年度」を削り、同条中「及び平成三十一年度」を削り、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に、「附則第十二条」を「附則第十一条」に改め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第五条 平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

附則第六条中「附則第十八条」を「附則第十九条」に、「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則第七条中「附則第十九条」を「附則第二十条」に改める。

附則第八条中「附則第二十条」を「附則第二十一条」に改める。



## 理由

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）の一部の施行に伴い、標準財政規模の算定における基準財政収入額の取扱い等について、所要の規定の整理を行う必要があるからである。